

## 第 2 2 号議案

亀岡市営特定目的住宅条例の一部を  
改正する条例の制定について

亀岡市営特定目的住宅条例（昭和 4 3 年亀岡市条例第 1 1 号）の  
一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日提出

亀 岡 市 長      栗   山   正   隆

亀岡市営特定目的住宅条例の一部を改正する条例

亀岡市営特定目的住宅条例（昭和 4 3 年亀岡市条例第 1 1 号）の  
一部を次のように改正する。

別表亀岡市曾我部町穴太の項中「9」を「8」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市営特定目的住宅条例の一部を  
改正する条例案要綱

- 1 曾我部町穴太に設置している特定目的住宅1戸について、老朽化に伴い用途廃止すること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。